訓子府町障害者活躍推進計画

令和7年4月1日制定

1	
機関名	訓子府町 ※目標及び取組内容等は各任命権者が定めることを原則としていますが、本町においては、それぞれに職員数が少ないことから、共通し定めるものとします。
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
障害者雇用に 関する課題	令和6年6月1日現在では、法定雇用障害者数を満たしており、 これからも継続していく必要がある。 さらに本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働き やすい職場づくりや体制整備に取り組んでいくことが重要であ る。
目標	
①採用に関する目標	各年度において、6月1日時点の法定雇用障害者数を満たすことを目標とする。 【評価方法】
	毎年の任免状況通報による把握及び進捗管理を行うものとす る。
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時のタイミングで、人事記録等を基に把握 及び進捗管理を行うものとする。
取組内容	
① 障害者の活 躍を推進する 体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。○組織内の人的サポート体制(総務課長、職員係)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
② 障害者の活 躍の基本とな る職務の選定・ 創出	○従来の業務遂行が困難となった障害のある職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	 ○障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に状況把握や必要な措置を行う。 ○措置を講じるに当たっては、障害のある職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・就労支援機関に所属、登録しており、雇用期間中支援を受けられることといった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
その他	○各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、 適切な支援、配慮に努める。